

## 障害者・未成年者・寡婦(夫)に係る減免措置について

### 【現行減免規定】

#### ○対象者

賦課期日(1月1日)現在、障害者・未成年者・寡婦(夫)に該当する者

#### ○所得基準・減免割合

- ・所得基準…前年の合計所得金額が150万円以下に該当する者
- ・減免割合…均等割・所得割ともに5割軽減

### 【地方税法】

- ・地方税法第295条…賦課期日(1月1日)現在、障害者・未成年者・寡婦(夫)に該当し、前年の合計所得金額が125万円以下の者は非課税と規定される。
- ・地方税法第314条の2…前年末(12月31日)現在、障害者・寡婦(夫)に該当する者については所得控除の対象とされる。

### 【見直しの基本的考え方】

障害者・未成年者・寡婦(夫)に該当する者は、他の者に比較して所得の稼働力が弱い場合が多く、担税力が低い状況にある。

地方税法において非課税規定が設けられ、所得125万円以下は税負担がないが、非課税基準を若干上回ると、全額の税負担が生じることになるため急激な負担増に考慮。



- ・減免措置は継続
- ・ただし、所得基準等については見直し

### 【所得基準の見直し】

#### ○他都市との比較

他都市においては、単身者の所得基準を135万円としている例が多い。

#### ○所得基準の見直し

非課税基準を若干上回る所得を有する者について、急激な税負担を緩和するために、地方税法に規定される「所得割の調整措置」の考え方を踏まえると、税負担後の所得金額が非課税基準を下回ることのない所得水準(135万円)まで措置の対象とする。



**税負担後の実質的な所得金額が非課税基準の125万円を下回ることのない水準(135万円)まで所得基準を引下げ**

### 【減免割合の見直し】

#### ○他都市との比較

他都市においては、一律5割を減免割合としている例が多い。

#### ○減免割合

非課税基準の所得125万円から130万円までの所得段階については、よりきめ細やかな負担緩和を図るため、減免割合を引き上げる。



**減免割合の段階を2段階として、減免割合を拡充**  
・130万円までを7割軽減、135万円までを5割軽減